

神戸市外国語大学外国語学部履修登録単位の上限に関する規則

2023年4月1日

規則第98号

(趣旨)

第1条 この規則は、学生の効果的な履修に資するために、神戸市外国語大学外国語学部履修規則（2023年4月規則第80号。以下「外国語学部履修規則」という。）第2条第4項及び神戸市外国語大学外国語学部第2部履修規則（2023年4月規則第81号。以下「第2部履修規則」という。）第2条第4項に定める「別途規則等」として、毎学年度に履修登録可能な単位の上限を定めるものである。

(履修単位の上限)

第2条 外国語学部及び外国語学部第2部（以下「第2部」という。）に在籍する学生が毎年度に履修登録可能な単位の上限は49単位とする。

(履修単位の上限算定の例外科目)

第3条 外国語学部履修規則における別表（5）（各課程のために設置される科目）又は第2部履修規則における別表（Ⅱ-3）（各課程のために設置される科目（第2部））に規定される科目及び卒業論文については、第2条の算定対象としない。

(適用除外)

第4条 この規則は、外国語学部及び第2部の編入学学生に対しては適用しない。

附 則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 神戸市外国語大学外国語学部履修登録単位の上限に関する規程（2009年4月規程第9号）は、廃止する。